

行政常任委員会

令和 5 年 6 月 2 0 日（火）

午前 1 0 時 1 2 分 開 会

○南委員長　それでは、ただいまより行政常任委員会を開催いたします。

本日の欠席者は、村田幸隆委員、病気のためでございます。

先ほど本会議場において、市長から追加のありました議案第 3 8 号、補正予算の 4 号の審査に入る前に、まず市長より御挨拶をいただきたいと思っております。

○加藤市長　おはようございます。

委員の皆様には、本会議に引き続き、行政常任委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

本委員会に付託されています議案につきましては、議案第 3 8 号、令和 5 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 4 号）の議決についてでございます。

担当課より提出議案について説明いたさせますので、よろしく御審査いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○南委員長　それでは、課長、よろしく申し上げます。

○山口福祉保健課長　福祉保健課です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第 3 8 号、令和 5 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 4 号）の議決について、予算書及び資料に基づき御説明いたします。

まず歳入から御説明いたします。予算書の 8、9 ページを御覧ください。通知いたします。

1 5 款県支出金、2 項県補助金、2 目民生費県補助金 4 5 2 万 3, 0 0 0 円の増額は、2 節児童福祉費補助金 4 5 2 万 3, 0 0 0 円の増額で、低所得のひとり親世帯への生活応援給付金補助金 4 5 2 万 3, 0 0 0 円の増額は、食費等の物価高騰に直面し、特に家計の影響を受ける低所得のひとり親世帯を見舞う観点から、低所得のひとり親世帯への生活応援給付金を支給する給付金事業に係る県補助金になります。

次に、歳出でございます。次ページの 1 0 ページ、1 1 ページを御覧ください。

3 款民生費、2 項児童福祉費、3 目母子父子福祉費 4 5 2 万 3, 0 0 0 円の増額は、細目、低所得のひとり親世帯への生活応援給付金給付事業 4 5 2 万 3, 0 0 0 円の増額で、食費等の物価高騰に直面し、特に家計の影響を受ける低所得のひとり親世帯を見舞う観点から、低所得のひとり親世帯への生活応援給付金を支給する給付

金事業に係る事業費でございます。

詳細につきましては、資料に基づき課長補佐から御説明させていただきます。通知いたします。

○小川福祉保健課長補佐　それでは、資料、低所得のひとり親世帯への生活応援給付金について御説明いたします。

1、事業目的につきましては、食費等の物価高騰等に直面し、特に影響を受ける低所得のひとり親世帯を見舞う観点から、県の低所得のひとり親世帯への生活応援給付金補助金を財源として支給するものでございます。

2、対象者につきましては、令和5年4月分の児童扶養手当を受給している方で、申請は必要ありません。

3、給付額につきましては、児童1人につき一律2万円でございます。

4、支給日につきましては、7月下旬を予定しております。

5、対象見込数につきましては、140世帯、対象児童210人を想定しております。

6、事業費につきましては、総額452万3,000円で、内訳は御覧のとおりでございます。

なお、財源につきましては、低所得のひとり親世帯への生活応援給付金補助金、補助率は10分の10でございます。

説明は以上となります。

○山口福祉保健課長　以上が令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の説明でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長　ありがとうございます。

県からの低所得のひとり親世帯への生活応援給付金は以上でございます。

特に御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

○濱中委員　すごい細かい言葉の意味をちょっと確認したいんですけども、対象見込みというふうな書き方をされておりますね。これは申請不要で、児童扶養手当の受給者はこの数で確定ではないのでしょうか。見込みということは、何か増減の要因があるのであればお聞かせください。

○山口福祉保健課長　委員おっしゃるように、4月分の児童扶養手当の受給者が対象者となっておりますので、対象としてはもう確定はしております。ただ、ここに見込み数と書かせていただいたのは、可能性としては物すごく低いとは思いますが、税の修正申告等があった場合、現在その所得制限で支給されていない

方がもしかしたら対象になるかもということで、若干その分も含めて、今回予算計上させていただいております。

○南委員長 他にございませんか。

○小川委員 家計が急変した場合には、これは対象とならないという理解でよろしいですか。

○山口福祉保健課長 今回、県の事業になります。これまで委員おっしゃるように、国の施策の中には家計急変世帯が対象となっておったんですけれども、今回、県の対象者としては4月分の児童扶養手当の受給者ということなんですが、今現在、県のほうで協議しておりまして、家計急変も今回入れるかどうか、今現在協議中と聞いております。その場合は、県のほうから直接給付されるよう今調整中ということで、もしまた、そういった情報があれば、広報等でしっかり周知していきたいと思っております。

○小川委員 そうなった場合は自分で申請しなきゃならないんですか。

○山口福祉保健課長 そのとおりでございます。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、議案第38号の審査を終了いたしたいと思えます。

執行部の皆さん、ありがとうございます。御退席をお願いいたします。

それでは、当委員会に付託になりました議案第38号の採決を行いたいと思えます。

議案第38号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算(第4号)の議決について、原案に可決すべきとする者の挙手を求めます。

(挙手全員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員で、可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員会を終了いたします。ありがとうございました。

(午前10時20分 閉会)